

地域の子ども達を 地域で育てよう！

「おかしい」と感じたら迷わず連絡をください！



長 瀬 町
長瀬町教育委員会

◇ 子どもへの虐待を知っていますか？



子どもへの虐待は大きく分けて4つのあり、重複して起こる場合も少なくありません。

身体的虐待	殴る、蹴る、首を絞める、溺れさせる、熱湯をかける、タバコの火などを押しつける、戸外に閉め出す など
心理的虐待	言葉でおどす、無視する、子どもの前で配偶者に暴力をふるう、きょうだい間で差別的な扱いをする など
ネグレクト	食事を与えない、風呂に入れない、病気やケガを放置する、家に閉じ込める（学校等に行かせない） など
性的虐待	性行為を強要する、性的行為を見せる、ポルノの被写体にする、性器を触る、触らせる など

◇ どうして虐待が起きるのでしょうか？

虐待は単に親の身勝手な行為と捉えがちですが、その背景には経済的なストレス、社会的孤立などさまざまな問題が潜んでいます。決して特別な家庭に起きているのではなく、誰もが陥る危険性があります。虐待は、そうした悩みや苦しみを抱えた親からのSOSでもあります。

親の状況	夫婦の不和、望まない妊娠・出産、仕事などで過度なストレス、アルコール依存症などの精神疾患、親自身が過去に受けた虐待体験 など
子どもの状況	かんが強い、なだめにくい、要求を強く表しこだわりが強い、よく泣く、慢性疾患や障害 など
社会的な状況	経済的な不安、核家族化などによる孤立、地域社会の希薄さ、離婚・再婚などによる複雑な家庭環境 など

◇ 「しつけ」と「虐待」は違います



しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなど、生きていくために必要なことを子どもが身につけられるよう、くり返し働きかけることです。暴力や大きな声で脅したり従わせることはありません。たとえ保護者がしつけのためだと考えていても、その行為が子どもの体や心を傷つけるのであれば、それはしつけではなく虐待です。虐待を受けた子ども達にとって、**発育・発達・学習の遅れ、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性等の精神症状が現れる**など様々な問題行動を引き起こす要因となる可能性があります。

しつけのポイント



* 比較は子どもの“以前と今”を*

同じ年頃の子と比べたくなりますが、「上手にできるようになったね」などその子の中の成長を比べて認めましょう！

* 上手にほめて、子どもの力を伸ばしましょう*

望ましくない行動の時は、つい大きな声で反応しがちですが、そんな時は反応しない、望ましい行動の時は、できたことを具体的にほめましょう！



◇ 地域のみなさん！あなたの気づきが親子を守ります

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見（確証がなくても可能）した場合は、市区町村や児童相談所に連絡（通報）することが義務づけられています。子どもへの虐待は、家庭という密室で行われるため発見しにくく、子どもは自ら救いを求めることが困難です。

「あれっ？」と思ったらまずご連絡をください。連絡した人の秘密は守られ、間違いであっても罰せられることはありません。地域のみなさんからの連絡は、親子の人生を救うきっかけになります。

○ 親子のSOSサイン

こどもの様子	不自然な傷やあざがある、いつも服装や身体が不潔、食事時や夜間寒い日でも外にいる、笑顔が少なく喜怒哀楽の表情が乏しい など
保護者の様子	近所や地域の中で孤立している、頻繁に子どもを家に残して外出する、子どもが病気やケガをしても医者に診せない など
家庭の様子	毎晩のように長時間子どもの泣き声をする、親の怒鳴り声や物を投げるような音をする、子どもがいるのに姿をめったに見かけない など

◇ 子育てをがんばるママ・パパへ



○ ママやパパの笑顔が子どもにとって何より嬉しいのです。

毎日の子育てに疲れてしまうことがあります。そんなときは無理をせず、家族や周囲の人達に協力してもらいましょう。頼ることも大切であり、頼られたら嬉しいものです。

○ ひとりでがんばらずに相談してください。

子育ての辛さや悩みを話すことは、甘えでも恥ずかしいことではありません。あなたの周りには、手助けをしてくれる人や場所（相談機関）があります。ほんの少し勇気を出して、話してみると、心が楽になることがあります。子育ては一人ではできません。

○ 子育てが上手くいかないことだってあります。でも大丈夫。今からでも遅くはありません。

今まで子育てが上手く行っていなかったとしても、気持ちを切り替えて、子どもと温かい繋がりを作っていくことで、子どもとの有意義な時間を作っていくことができます。

✿ 子育て相談～お気軽にお電話ください～ ✿

長瀬町健康福祉課 福祉担当 ☎66-3111（内線135）

長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬 ☎26-5585

△ 「おかしい」と感じたら迷わず連絡をください！

命に関わる、緊急の対応が必要な時は ☎110（警察）

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いちはやく/24時間通話料無料）

※通告・相談は匿名で行うこともできます。通告・相談された方の秘密は守られます。

長瀬町健康福祉課 福祉担当 ☎66-3111（内線135）

いじめをなくすために

☆ いじめとは

文部科学省の定義より『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。』とされています。

⇒被害を受けた児童や生徒が「いじめ」と感じたら、その子にとっては「いじめ」であるという認識が必要です。いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分に認識するとともに、児童生徒が楽しく学びながら、いきいきとした学校生活を送れるよう、家庭・学校・地域社会が連携を図っていくことが重要です。

☆ 保護者の方へ

いじめは、家庭教育の在り方と大きく関わっています。日ごろから、子ども達の生活態度を注意深く見守り、我が子がいじめられていないか、又はいじめていないかなど、子ども達が発するサインを見逃さないようにしましょう。また、子ども達が悩んだ時や困難に遭遇した時に、安心して悩みごとを話せるような雰囲気作りをしておくことが大切です。

【家庭でこのような様子が見られるようになったら】

- 登校時に体の不調を訴える
- 友だちのことを話さなくなる
- 感情の起伏が激しくなる
- 急に食欲がなくなる
- 人に物を貸すことが多くなる
- 家からお金を持ち出す など

子ども達の小さな変化に気づくよう日ごろから心がけ、気になることがあった時は、すぐに相談してください。

☆ 地域のみなさんへ

子ども達をいじめから守るには、いち早く発見することが大切です。地域において見守り、声かけ等をお願いいたします。

【地域でこのような様子が見られるようになったら】

- あいさつをしても返さなくなる
- 一人で下校するようになる など

子ども達の様子がいつもと違うと気付いたときには、学校や教育委員会等へ連絡してください。

地域の子ども達を地域のみなで温かく見守り、育てていきましょう。



困ったときには一人で悩まず、相談してください。

【いじめについての電話相談窓口】

◇よいこの電話教育相談（24時間365日対応）

・子ども専用（18歳以下）#7300または

0120-86-3192（フリーダイヤル）

・保護者専用 048-556-0874

・Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

◇長瀬第一小学校 66-0006

◇長瀬第二小学校 66-0044

◇長瀬中学校 66-0027

◇長瀬町教育委員会 69-1107